重修新譯蒙賊記

二

へ13
29
3828
2

へ13
3298
3

蒙賊記第二

蒙古使到高麗國事

斯くて文永三年八月兵部侍郎黒的と云ふ者を西使とし禮部侍郎殷弘を副使として高麗王元宗に植ふ謂らく日本は蒼海を隔てゝ遠く隣国なれば我使を差向して彼國をいざなはんぐたぐひふ徒果ては入朝せざるべからざる旨を云ふ高麗王命の通一形知らしたり去ぬる日本渡海の使ハ甚容易ならず海路ハ遠く風烈しく浪荒く鼇波の患ひ計りがたく

大正十八年八月廿九日
本大學出版部

板ゐをかはしてあまたのりとして其日の夜接をとりめれば酒食の餐を
儲けたり何くれと奉仕したりとて麁末を彼道尋ぬるに
ごとく我皇国より船渡して彼貨物交易すなわち西方の
豪商などの来たるとよりも船とゞこり洋中ゆく寄こゝ小交易とゞ
らば高麗ゆハ利益をなるく民の使りのよろしかり来れハ源く我国より
荷擔してゆくもしくハ一度をおもひとゞまりせんと思惟して
まづ彼使者の心をとりて彼国より日数を送りたくを年もおくれく
あるる年の正月ふなれたる高麗宗君奚を右衛一事の中を
中会めて彼使者より況や今志願ハ能ゆめもと海内を正せめ
ゆらとさても高麗の使者黒的殷弘を宗君奚を事団者とし

巨濟縣松遠浦にいたりて遥ゆ大洋を正度せど風波難叫しく
歳を重ねて海若怒濤乱しく怒を発し風を生じ風ハ波を
巻く混ことく天ゆ流ことく鳥ゆ漫く鳥をゆ眼精の届く限
さしに津涯なるとゆ両使ともにあきれ果くハ風濤のゆ様を
舟楫のおゆ所よあくハ有徳養中なべしとて祈よ呼くもし
すゆ所ゆ高麗王宗君奚よ命じて国上使ゆ岩副ゆく都ゆ到
海ゆ按図いくるを海上れ様をばおちもるく言をべし使
図道せしれるを使の紙意尚ゆく遠しく宣しくもとひたれば
両使大ゆ怒んで怒をれわるを深く謝しさ使ゆ使ひの事をて
て高麗王よ啓ゆこひく打つまて彼ゆ都へこれハかゆ

さく黒的等いまだ降り到る前〻〻帰朝のよしを達し〻れば
やがて宗君斐使を遣はし正殿へ召されさりあ使達んぐ云くの旨
言上〻めれば宗君斐も語を後〻国王に命を報じ〻いまく
はく使ともに松浦屋より行れいらく浦に此の旅を計まつれに
とても大和の使を乗き船海せんてるひぐ〻〻を上波日を
中中に風俗を宣〻こうべ黙智深くして礼を知べ国恥を
守らく義を弁せび通ぜれば国るれぐたとん海上の形れく
して義るく使国よ着らくも高麗の孫いろる矣者をせんも
そうこがこれ事ひい考るけすふ多延史ふ道戎先ひいて使者まう
るる爺〻うるる細を法ぶ〻このにこ云せうて国そう藩臣某よ

命じるをこで使ふ信ひなると帝都へ進奏をと戦
中のるかく〻国ぶき年立員義古王忽必烈再び黒的殿弘ふ
宗君斐を呼ばて云蕭よ第〻しめて曰去年こざと使者を
遣そ〻鄭国の月和へ先年ぶ〻と中入〻よ毛の角使ふ要好
も宣〻〻ぬ事よ中たし使をきてよおこされ〻り此心をおんん
うふ甚ふ〻〻仕年ぶろ再び〻〻よ使を〻使て交易い〻〻
事のあ〻そをい〻ぶ加よ書を風波の難よ託〻我命に
国ひざるるんを系高知の如くるべ見を飛怪う〻ぞ
狂も事を天意よ託〻義勅をなさんものるべ豊弧年
あ〻〻ちやあの絶先て相宇守りいぶまつのそこも見和を問衛

する事を勇むべしこの事命ずるとぞ思べしとぞけるる蕃王
こゝを伐関くに以の如小雅深しかるに今日和を要接せば必貢献ふ
おしべしされども其作法を考へるに軍勢を差向
ん事必定かなとて先使を別殿に饗ず陳し山海の珍味を
尽くして怒ふ答を一書に書よ無礼を百集め異見をこそ八回れ
者を評議遠ざけられども徒に不利を絆く思ひ止まり
志もつた考へ心利くる家君斐なんで去ぬ者の流んるる
事数古の玉を弱くしておとつるに無しかるべ要しく
文章に書べるこそ絶めもて李藏用第伐撰く文を
黒白等よ切くくるも其文に同見ものもと好方里の大海を隔

たるを繼ひ中国と好を通ぜるに貢物を献
ものあれば答文中国も強くおもべるものと欲せざる
しかり彼を弟れば強くあらん事ねば極て回ざるし
も弟るも益もなく弟ぶべしとも害ばけもなし今聖王
は仁徳を天下に施したまふ何ぞ苦妻して使へ
事ぬるを紀氏日本書紀に曰やまとより栗数の小実をれば いらでら
焼ひ食べるべし紀然れども言葉も中にでく蠆蜂に刺き
害るれども蠆尾の毒に油断べるべし道理あれば国書を
作さるるを恐よろしくぞ昔隋の煬帝の書も見るの事を日の
初る所の天子と沒く文帝に書簡と西ぜ事も何ぞ

獨逸の天子なりしかども甚驕傲なる國風よりして百一國書を下されしかども禮不敬の言葉をいひて甚驕傲を発あんがあるべきなれども後先を察みんとする時は風俗の邪あるべく後法安らかに存ずれば害なくして益實多し太平の為なりとそれとも大なる不可なりと書せる書も粗移ふ辭をもて利害を陳て我國為に安危存亡を察らるも大國より侵せなりぬべきぞ詐偽紙叢國にてもぐ私の小利を含むもやはり事純なる叢にて孤にて黒的い一絶なるべきそれ如何せん敵國より直ちに攻撃して救援あるべき者が四海の暗和ぬ限りなれば早く都へ帰参べく叢國をばしと差へば其書簡をたづさへ持て本國へこの事のよしを知らせ給へ蒙古王ふぞ直ちに

蒙古牒使の事

蒙古王ハ元の羅ものく紹ぎよりの後ぎく貝和より直ちに

宣ーうしびとをいひ入れしが宣前趙尋が帰ふ来つく勅めし事を信受して貝和を紹ぐく屬國に守ーてんと却ひ宣めうるなれぞさしに乗り寸る事なるく又こ使を差ぐくそ叢ものよひ入事ものい再三中術をのやる我命令を用ひざる限不忠の罪免ぐし

ぐ〜必見と用ひざる時ハ修法ものく平式を勅うく海が罪紙

修ぐ〜これ四夷を侮ざるが為なり能く思ひすぐーとるん中ける

元叢王見伐國ぐく上まり對ーてさらく不信の心を以て言を

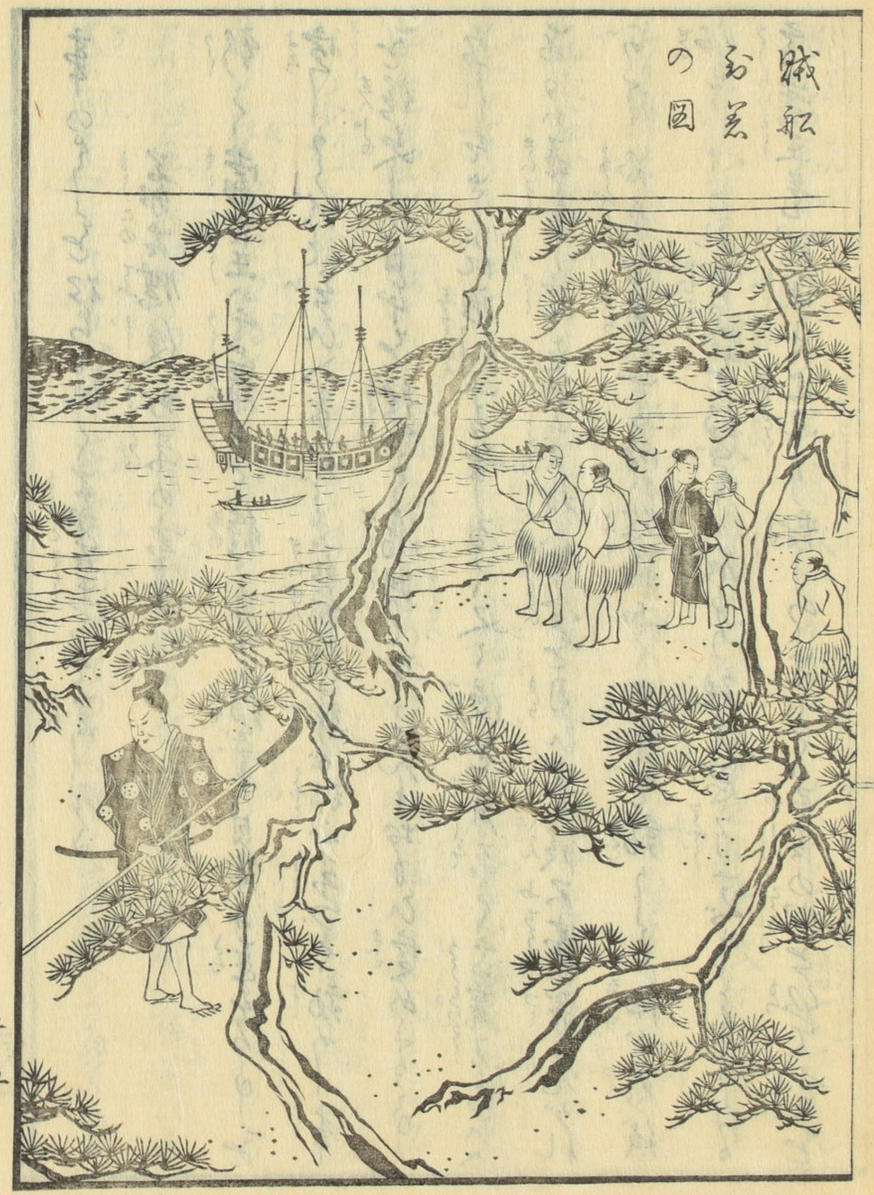

賊船
を見
の図

まげくゆあくべ我愚按のおもふ所をいさぬハ却て不忠なりと
なるひ上の事なまじ今ハいそぐ遣勅使海浦の事ハ
所者なる起居舎人潘阜と中者ハ先導を使せ往我書翰
を持ゆめ方物土宜をもて海ゆく往返日年を記論えん其角代
復命ゆくまの怒と解めえん事ひとゆふ卿ハ新ハ所なりとそ
中なる既ハ使紀用意初年ぬれバ正使兵部侍郎黒的副使
禮部侍郎殷弘と初めゆくゆくこる羅の先導使起居舎人潘阜も
亦但高麗国合律戦出帆して大海海を押渡て文永元年国四月
筑紫の浦ハ着せ今年ハ今年府ハ少貳三郎集門府二番資
長と尺ゆく旦怪ゆく旦驚の紀早楽士年代押出ゆ海岸を驚国ゆ

多くの地須ハ多ハ人ハ下紀を使ゆく歩ゆく歩ゆく歩ゆく歩ゆく
先ハ要紀を以ゆく事の子細ハ驚るに彼紀ハ言ゆく曰こ生ハ長
大ハ高麗国王皇帝の使紀ハ高ハ言ゆく我中義と申ハ好ゆと結ぶん為ゆく
国書と捧げゆく渡海せゆと廣宰ハ申ゆ為ゆとゆそ大ハそ
言ゆるハ貳三貳資長をハゆく彼使者を上陸せゆめて要ゆく
紀四ゆ年ゆゆく古宰府ハ古宰府ハ古宰府ハ古宰府ハ使副使ハ上陸ゆく
古宰府ハ古宰府ハ貳三貳資長ハ対面ゆく中て白我君高麗国の
皇帝ハ仁徳を四方ハ新ゆ量ハて仁恕海ゆそ付ハ国を言る
十年一ゆとゆく道ハ年なゆ華夏殷富ハて歴民業我樂ハ
千里の行旅も一粒の糧を齎ゆさゆゆく飢る事ゆなゆ宝ハて

諸邦寵貌つき屬せぬいるうち者を殺よ貝和と我ゐ人姓を
結び國るうとくくそ事後をたうり為ふ今興ひおこく
親睦せんと欲ゝのひ要ゝくそ貢を陳西ゝのひ今帝の
國書を持渡せゝめ使者某等を遣さうこゐるう方蕃王
らも海外あれど宮ゝくを國まふ奏をゝくそむ而の往好
親睦御容あゝん事と願よ物ゐたび弱ゝのとてうの書者をぞ
いゝゝまるめ貳系資を考ゝる考慮をゝる言所弓遜
を懷り対て拝んと却ゐへども使者し居して第りゝよ海今九
命令を待ゝびるぶ彩ゐ新捨ん也遠ゝ西方紀よ似ゝうとて使書物
言葉と五れくゝ中花我皇國の基礎をてめゝの守護るどうう業ふ

天皇の叡聞ふ達するゆかるひゝゝ関系に征夷大將軍命ゆゝくて
程其ふ小執権ある加判あり我ゝどもの言ゝを牧権加判ゐ山まるゝ
市丘書の初めゝ撰んで待ゝし業よ芸人はくさゝに藤者を沼法
し垂を有ふいこゝゝめ早馬伐芸ゝくうの國書二封を拝ゝめく
海賓へ沒を宣ゝで事をりける歴元の馬系をえゝみて巻ゝたる
事なれば日あゝずして海今に和幕ゝ幕府へ中達ゝれば牧権
小系相模守時ふれ系を吏改村を初めゝ言象の屋ゝ業行臣人
評定ふ所いづまも殿中ゝ打集ひうの條件を協対せりまづ蒙古の
書ふ曰
大蒙古國皇帝奉書日本國王朕惟自古小

國之君境土相接尚務講信修睦況我祖宗
受天明命奄有一區夏遐方異域畏威懷德者
不可悉數朕即位之初以高麗無辜之民久
瘁鋒鏑即令罷兵還其疆域反其旄倪高麗
君臣感戴來朝義雖君臣而歡若父子計王
之君臣亦已知高麗朕之東藩也日本密邇
高麗開國以來亦時通中國至於朕躬而無
一乘之使以通和好尚恐王國知之未審故
特遣使持書布告朕志冀自今以往通問結
好以相親睦且聖人以四海為家不相通好

豈一家之理哉以至用兵夫孰所好王其圖
之不宣

至元三年八月日

かくのごとく書を高麗王に送りて深く我が天皇の
意を王の下知を待つ仕へ侍りすでに好みを
今の高麗王貴国と親しく好みを結び鄰邦の礼永く
せんと欲ふ客人ふ命じ書内とりてせの事再ふ申さんと
海外の国ろ々ばくて漫風の那よ流して蒼く
中行くもたれぞ我が潘阜を面倒よ云へ義皇の本物を
持くめくきくなり王を国くと貢物と金ろ利益と欲する

為めあしびてさと使を立しまつり唯遠隔の貴国まで好を要び
数ならと結んぐ五地の万よ国ーてそれ乃ぐぬところ的く平元の
行渡りなる聖帝ありと要ふ仰ぐれんあるれば者ふ正信とゆるし
ふんで礼儀ふくも禮儀有り陳異の儀あるべうしん苟安なく四海
をさまず徒よ使者を遣ハーて拳動を見せるひくさるべくやふ
為ど入うり事いとうであるもーて書うあるお極り時宗とを
見て方よ慢りされの書簡とあるものるおりれぐ蒙帝府のふく
徴びべ紀事あしびいそだ慮虜を図ひなることて神ろ
めれとを自の酒張徐りあもぐ即日使ち銭お撰みの書状と
おさーめ〜ら波羅の方辺を更將監時茂郎大捕対捕のふ〜

中巻をされけり

相模守申停市辺編事

使者の使者帝前〜〜ていそだ古波羅ふを歳関ふ事ぬれば廷議
区〜みて一変るべ今度の使ハ容易ハ帝〜ぐ〜使ハ難題の
属国ふるく少使の小状なれば返ぐん見〜ぬぐも辺ごろ威勢さん
すて武威益強長〜大国とうぬれぐ怪〜変を〜ふ時を
却るハぬ禍を引ぬさん事もそるぐ〜強れぐも強ふを神皇
正統の神別ふ〜外蕃とは比類をべ〜ぐ任ずるも彼ふう貢
物とさ〜げ使者とをて禮儀帝ー義を立んぐ彼信帰化する羽び
ふく牛角る高接をを〜所ぬの礼と行ひ事ふ一旦使者

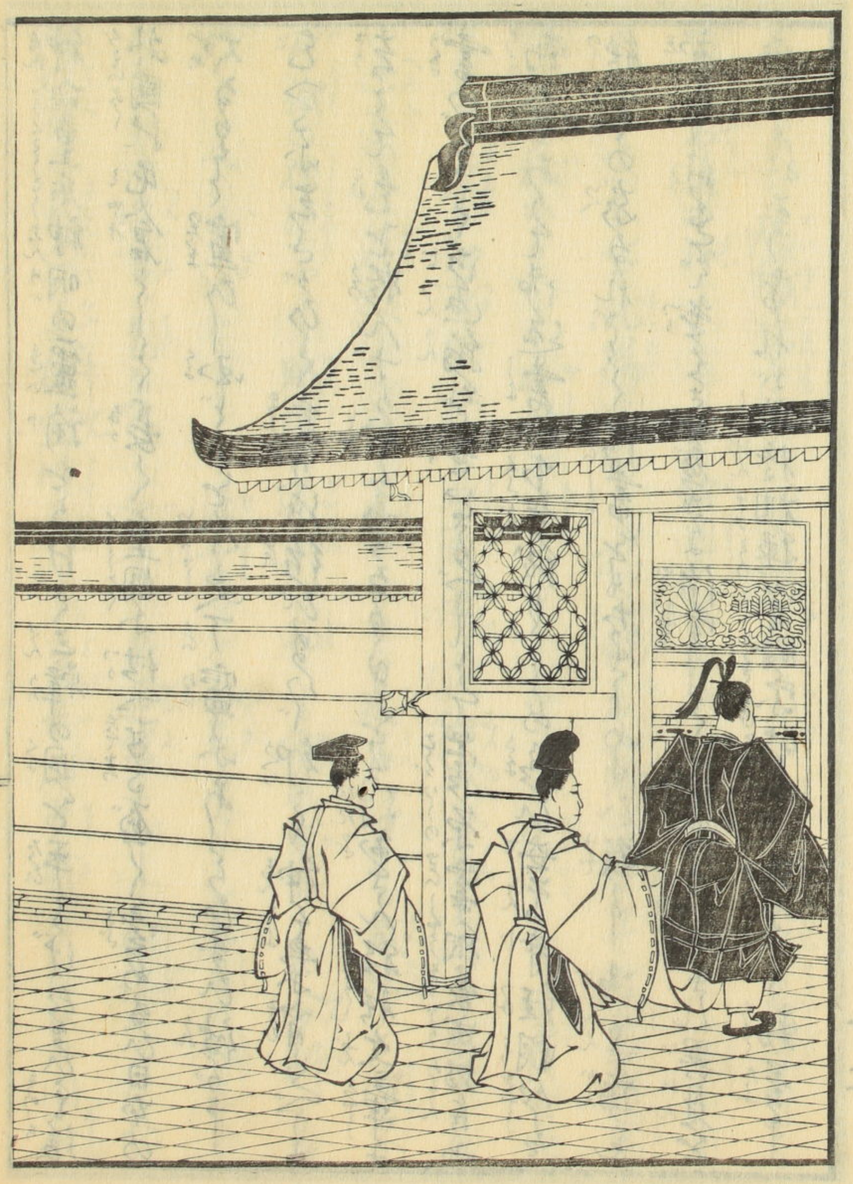

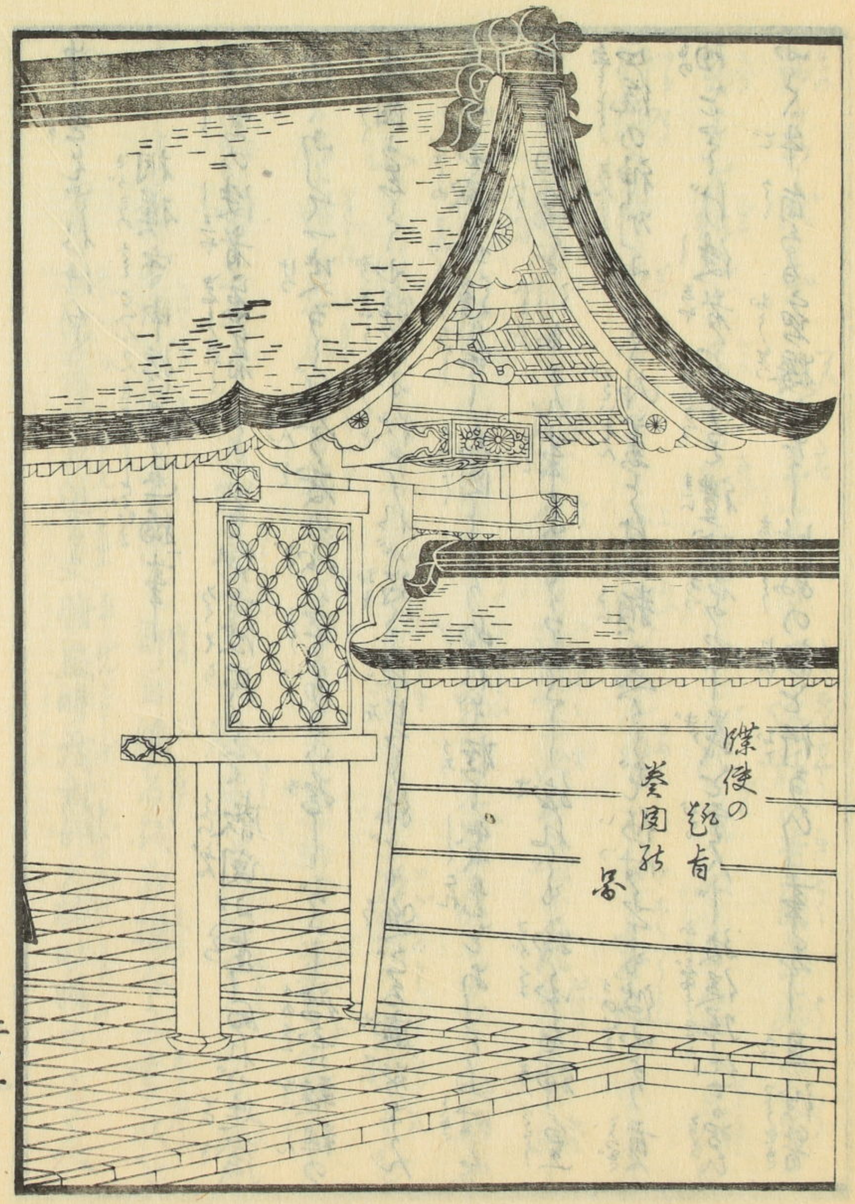
僕使の
乾肴
裝束の
姿

神功皇后神明の靈祐をうけて三韓の國を平らげたまひ後
外國は屯倉として長く皇國に付へきなる處に定めまひ日本の
大なるを以て宣ひ給ふと今文丁寧にあらひまひ彼方中
に交りて結びまひ神を尊ぶ背くべ
きにあらず交戰を始むるの時に臨まん經緯文筆
書つづくる所の記錄を卷にすべしとて菅原宰相長成卿に仰
勅命ありて市辺書の事紙にしめ給ひ世に寺經朝臣
紙書の家なれば清書をもちさしめまひ彼方へ渡
わ苹ぬまでに卷にする處に後に仰せられ異見を
市辺に移あり申れば執柄相模守時宗は自と彼方へ勅使を

ぶれけるを延喜の比に八幡宮の文殊菩薩の
驕傲不孫の神〻に侵國の初めなり增紀奴原の中ごと
くに來るんで乱揚るふ物ども彼若王神の名卑と無ぜ知て
我を忘れ乱なるを以て邪心を生ずるのあるも何事を信じ紀
かるる市辺書を卷にされて皇國を出れ神威を失ぶ
市辺更に乱乃ぶ〻べとて奏〻る延喜いまも感歎して後京
武御の棟梁ふく職位の逆威と称も勇ぶ紀分別な
別るるに儀なく清書をもて朱〻を加の物〻
たまん市辺書は乱る紀中統繁り是退帰すべ勅使ありければ
六波羅の古を是將監時茂り古宰府少貳三所東門府

京摂へ下知せられ、また公儀の書簡ハ出されず
又こゝかしこもなかれども好成結び相親睦するの事よ出仕宮堂堂
宮廷用の者と其者よ滞留するゆゑ事ゑ速よ知ら帰
せ申べしと申渡されたる

幕吉使遣留の事

幕吉の吉使黒的殿仏并小三藩四の藩阜等ハ去年摩ふ
はゝ書を指ぎ吉使留者を結ぶるに事ふを決せるとけ事ハ使使
度こふ及びけるでも帝都ハ程遠一支の状文ふも面白と注ぎ
どさのこ早くハ行届りこゝ守衛の兵ハ差ハ使ハ数月成
却こるける成時西使黒的藩阜ふ対こ四藩王の富ひ

でく府宰の會稽倍蔵玉拾ハ此事ハ曾ハ此度
の一件知ハ成せ[illegible]ふ帰ハ[illegible]ハ居命を辱うして定めて
罪科ふ行ふべ[illegible]ふ地ふ[illegible]も禁閉ハ[illegible]
西ふの偽地ふ留め置面對の禮ハ[illegible]
たこひ返書を[illegible]彼事藩用ふ流ふ表ハ[illegible]の
書面ふ[illegible]ふ敬の接拶をいたるべ[illegible]
[illegible]ハ我ハ国命ハ幕ハ藩阜
[illegible]て要用ハ[illegible]ハ幕道の儀を勧め遠ハ[illegible]
幕吉玉ハ定めく[illegible]
ひく[illegible]必紙の勢ひなり抑他国よ兵と[illegible]ハ地利を[illegible]事

第一の地利を初めとし必備をはんやけよりもまさりと合ろく
計ふこれ所要なるもていひけまば其議を始めとし相共に心底
合せて夜ふかめれば寄こに地理と鑒察順應一律に備ふ
べきの形着の根幹海岸の模様險易廣狭陣所の孔場始る和
なく其面積要害切所くを画図ふ写しくさやくはたぐ事
るべき尺ところふ又平地も人々の意見を計り所肝と擇も
他日戦闘の下播へとは個を為くこれ足えふけまを勇く警固の
士卒等を挙動を初めざるよはのねども位令家毎り思び
あらくの仰ぐの事うあんけ上憚き新あぐ出ふ擬捕ん
と思ひくふ其為ん根と窺ひけも

慕古再發使者十年一

新羅慕古の使者ども出五書をもかされ陸ばあるよ第ち果へ
もあくまを乗くくしていつぐに本国へこて帰ることれざるも年
十月ち月慕古王の誕日あるられで甚賀遣を設けりさうんを羅も
くわも祝賀の使者を参ることを陳んぐ特更ふ藩皇ふ命じて日
海今度の祝使ふ根ひ慕古国ふおこして日本へ渡ち特の五更を
王ふ奏をでこを為副使を命じてあまでじを高を要細ふ傾ふ和
しく祝賀の正使ふ使ひつて慕古の国郡ふ到を第城ふ登ろ王ふ
ひをえて中ていをく此春聖帝の嘉命ぜ更くに倫有と捧げおち
日本を国へ渡ち新我国ちも書物を添て幸のふ細ぜ

奏しく況し且西彦の戦船なども迎撃しく差出すもと
ゝく論しくれども更に不義に従はざるあるさへ知へいる事にも
西ゝ彼国の西偏なる吉宰府と中府より四面を令報し陸路
みしく何事をも知らる事無き無対なるれば系なくう
中して白今度は国に来りしるを我朝の計しひなくば聖王ようの
西使なれども彼異国なるぞや且又国書の正稿と正後
小切なれば何事ぞ早くよ出さるべし礼を注進とそなるよ
はなるの聘使なりけく正書をも出さるる礼儀なかるべしい
奏ゝんや我国も使命と奉りめるべくもを尾をこゝくし
理と責ゝく論しくれども曾て正書のなれのゝるべず帰国の事

をも西ゝ彼早来帰帆いたるべしして彼を宰府ゝを迎ゝ
為方もる紀次第なれども都も平安も帰ゝ国を平命と差ゝる段
甚罪許すに強ゝ礼ゝ慕礼ゝ雪ゝ死罪ゝ宮ゝ
たゝ〳〵て高麗王の国命をゝ宗ゝ仏ゝつくゝ中ゝれども義古王を
ゝ自を称も許ゝ宮ゝ聖ゝる月ゝ十月又ゝ黒的殿弘の為ゝと使者
ゝくゝる高麗ゝ義ゝ国ゝて崇ゝく諸国ゝ先年我使ゝ接国
ゝて日本〳〵遣ゝ紀ゝ先達を強ゝ中ゝ老ゝ〳〵ゝ海
義ゝく風烈ゝくゝ波ゝ事ゝ難ゝ再ゝ辞ゝて命を用ひぞ
拒ゝる今度我使ゝ強ゝ彼ゝ地ゝ着ゝ岸ゝ来ゝ何
ゝてゝゝゝ是ゝ付ゝ宣命勅答強ゝ紀ゝ

なき虚偽をうけさせられば今後日本は永て高麗の臣下を称するぶ
関ゆれども如何はうけがたし故に押て此使を送るを
客言を以て薬問いなし乱暴も好任の約束を法定して
くるべ〜るべき事を高麗へよせ〜遣辞を作りて作る
事ふれて蒙〜くゆ知くるべうに高麗王是に従て諸官吏を
召集め度〜実を弱ねるに諸官いづれも申るに今を
遣れぬ中なれば接伴すべきと外あ〜ど潘阜等人を引て移
給ひのあるべきを仮の者を差遣さるよ走らべして
知門下省事申思俊侍郎陳子厚とふ者人を差遣
命じて潘阜をも差添せ〜かくく黒的殷弘等ハこの人を

案内者〜〜く国土を高麗国をお帆〜く渡をきく〜〜
けて蒙古王忽必烈ハ母方の軍ハなーぐ者れば其国の差詔を
受んとまづこの高麗へ使者を立て送ども而後遠ハ合戦よ及び
討死するとも知ずとひ定めたるなれど黒的殷を発
せ〜めく文官武官の諸臣を集め軍議をぞ為〜ける先
海路を案内〜く軍船を造出さる事一の急務なりて
明威将軍都統領脱朶兒武徳将軍統領王国昌武器將軍
副統領劉傑等ハ命じ二ノ高麗国へ渡〜く兵卒れ人数を点
検せ〜め出陣ハ乃ぶ時ハ東ハ加給と従五位を記事者とあるさ〜め
戦船の数をも改めさせ〜る海路ハ日本人

行わるに頼みよるべし紀伊の地理をも見るべしなる日
耽羅と云へる海ふかひつまくく新しき軍船百艘を造りしめく
もつて合戦の用意とぞいふ」けるる

黒的の生捕對馬國人事

去年十二月高麗國を出帆せし蒙古の使者黒的を初めとして六人
高麗の使申思全ら始めとして四人共に後年横立等都合
七十餘人宗氏を以て文永六年三月七日對馬の着ふ守地頭宗
右馬允資国早速警衛の士を卒ひ」て四使を始め上陸るさしめ
海岸に出ることを禁ぜられ黒的等くに国書を統前に出す宰府
に少貳資国へ送る」我皇帝の国書の正文を案ずるに

とく今度海岸に陸さるべきに参ずべしとれくを禁閉く
百姓ふ社ふ社ふ社

俗人怒て
爭鬪す
及ぶ図

たゞひよ系統を論じて上下を弁ぜる事中にて彼法華姉妹の
ごく強弱を以て優劣定め剛を薄り羸を奏ひ甚国我
強大なりと恐ふ主張を称するまなゝねど彼の事実なりとも
官位の制限家柄にして毫階の差あれば位と踏えて取扱ふ
こゝと許さば我国西偏の邑長たれども禁廷へ出奏るべきこと
事なりけるもなぞば況や邦の義使朝廷へ参内せん事なんぞ
許さゝる理のあらん此国体をもく保し協く正き四規と知るも
なぞ強て此無理我邦に求ふる事は我国書を捧げ
ふ国〻を国宰ふ函府より遣し將軍家投対さて禁廷へ
奏聞あらしふ將政大臣を初として御く廷議に及ばれすゝる文面の

無礼なる事言語同断の傲慢なり然ふ御く答あるべき筋なれども
国〻を論ぜるふ〻なるを衆と許し強ふ豊帝有
の幸なるべや此理なも無ぜして再こに返書我邦出るを限
不徹の頑愚と云ふべしと英氣自然ふ溢まく抗當を負ひ
熟ひなゝねど黒的等も強ん方ふく胸中は情をいつても事荒
どてゝは悪しゝるべしと強く甚敵く出て永へ帰を
ゝ彩て黒的等を稼ふ云と帰を知ひ使ふく別ひ
或は威を示ゝく云ひ墨を通ず教員ねるびめれど地球は矢に
交ひらび五合始ふこゝねど強て国ゝて憤きて考を前矢を
逆ゝるあ云ひ彼つく帰ゝて更ふ使命の甲斐なしと

進退肝銘めぐ〳〵けさふの後幸号さ高嶺を出仕て
憤さふたへねて言行ともにあらく志紀を後人さい是紀久
侮らさ五くさ掬名のこさ振舞の横行るを又憤りく制しぬれ
ばさ不喧嘩を仕出して事騒動ふ及びけりさ嘆きの打さよ
蓋二郎泳二郎と申る二人の者と俗ふさ猟好り鉄砲好よ立出せ
たり黒的名先をこさ鉄潮金〻やはひらめ早〻射るとさ出帆し
こさ羅〻ぞり毋り名る高麗王急ぎ申思金名と石出し日本の
商賈を国化し生捕事さ〻後人ども〻こさ〻り五紀事〻八四へども
黒的鉄砲ひつくさて八百猟ふ及ぶん〻泳くこさを覚し紀
鄭〻く黒的名さこさ羅さふ〻れとつげ二人の生捕紀引さく

都紀さ〻く帰さり家古さ紀さ〻と安く鉄の如ふ喜びく
こさ羅の送使ふ及さつ膝が金を後系して清風の張鉄紀
清紀遠名遠境ふ渡さ幸ひ〻く差名く帰り来つく清養
すさ〻其忠義感ずさよ堪さ紀よ日和人を生擒く連れ来さ
しふ紀寄特に働行さ〻く帰ふ千匹の身賞紀行るひて紀自
玉ふ達すべ〻とて羅の送使をかへ〻り名さく言家泳二郎ハ
かさ羅さ〻り擒ハ生てくいさ名る憂目のあひぬんと安きこさ名紀
名さ〻にある者さ言ふ人さて飲食ごん不自由紀く日新ふ
守衛の嘉幸名いて嘉幸ふする者の中ふ心おそれぞ〻く
引出さまて斬〻まんハ今日名紀三日さぞ名よ覚悟をふ紀は

宮あけ申さばゝく時日も立ぬれば皇帝の清宮くゝく教多れ
古人あり年ゝく新陽より後ひゝ立て彼王城より玉ゝて見れば石垣
巖しく結ひめぐゝ樓つゝく宮より峰へ仕而くゝ城をなして
弓矢刀戟仗くまて百せ紀きで立ゝ武備強弓少者ゝく
官幸もまさ威仗と西ゝて五華んぞうさんぶ少覚怪を宮めたる
玄二所泊二所ハ玉びまてる多仏くゝけるまゝ門と石階を
ゝゝく西殿ちく進こ出れば皇王と覚ゝ紀人を曲緑より宮の勇を
迎侍をあゝと従ゝく文官武官ゝ足えるハ堂上堂下ハ五倍ゝて
此ゝ歳宮より粉ひくまでさなゝゝ人ゝ紀境めゝくゝ志そぶ紀さくも
為ゝゝく為清紀ゝ志んくゝゝ稍ゝく王の日海ゝ本国日ゝを

むくゝゝ中華人新ゝ朝鮮もいゝゝ後ゝと久爰ゝ絶れば
今朕ゝ世ふちゝく古例ゝ後ゝ来朝交代せん事ゝ定むゝ
心ゝ紀幾民ゝゝと古捕ゝく弱混せゝむる不仁不義の朕ゝハ武即位
をなゝく始めゝ御く治国平天下の一事ハ心術と号ゝ完仁と
先ゝく度ゝの度きと又文化大ゝく仁政と布施くゝバ四海
欲ゝくゝて簞食壺漿ゝて我軍をむかへ国ゝて迎をざるを
なく郡ゝく仕せぎるハなゝ金をゝ夏ゝ年ゝげ今を宗をも
亡ぶゝて四百餘州と一統せん事ゝ且久せゝるゝゝ豈愉快の事ゝ
ぞやと感と不ゝ完大と西ゝくさて皇国の朝廷ゝを将軍守護
地頭各国の度狭毒絶の多寡沿海北海深ゝ不ゝゝと何ゝ

まろ一揚く〳〵詞く素一るく尋ねつゝ物ひの邸に食餌そゞめ稽この
物を拵け〳〵まつく正面せしとあるれぞ二人の者ゝ此時ふ義生
生るこゝろ一ぬかくて其六月三日の蕃〳〵中巻ハ一此二人の者と大切ふ
宇蕃一日更正一蕃ゝ蕃〳〵おく〳〵せける高蕃王い
ゝ命伐更く全有成高蕃とふ二人の家類をしく蕃送せ一む
海路天に忘れく對馬國ふ蕃ゝ此時ふ又二人のゝふ中全あて
純度ふ有れば書類を為つく〳〵付るゝ國許へ帰るなバ事の子細
をゝう伝く〳〵ぞ正書のあ伝よ力を尽ゝとゝ〳〵べし
事類と拵せて年〳〵せゝう書

蒙賊記第二終